

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長

## 国民健康保険法の一部を改正する法律等の施行について

国民健康保険法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 28 号。以下「改正法」という。）及び国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴う国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定の整備及び経過措置に関する政令（平成 24 年政令第 132 号）が平成 24 年 4 月 6 日に公布され、一部の内容を除き、公布の日から施行され、平成 24 年 4 月 1 日から適用することとされたところであるが、これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴都道府県内の保険者等に周知徹底を図られたい。

### 記

#### 第一 改正の趣旨

国民健康保険制度の安定的な運営を確保するため、国民健康保険の財政基盤強化策を恒久化するとともに、財政運営の都道府県単位化の推進、都道府県調整交付金の割合の引上げ等の措置を講ずるものであること。

#### 第二 改正の内容

第 1 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「国保法」という。）の一部改正関係

##### 一 改正法第 1 条関係

- 1 国庫負担及び都道府県負担に関する事項(国保法第 70 条及び第 72 条の 2 関係)  
市町村が行う国民健康保険における保険給付等に要する費用に対する都道府県調整交付金の割合を 100 分の 7 から 100 分の 9 に引き上げるとともに、これに応じて、当該費用に対する国庫負担の割合を 100 分の 34 から 100 分の 32 に引き下げることとしたこと。

## 2 国民健康保険の財政基盤強化策に関する事項

### (1) 保険者を支援するための制度に関する事項（国保法附則第 24 条関係）

所得の少ない者の数に応じて国及び都道府県が市町村を財政的に支援するための制度について、平成 26 年度まで継続することとしたこと。

### (2) 医療に係る交付金事業に関する事項（国保法附則第 26 条関係）

医療に要する費用を市町村が共同で負担するための交付金事業について、平成 26 年度まで継続することとしたこと。

## 3 その他所要の規定を整備したこと。

## 二 改正法第 2 条関係

### 1 国民健康保険の財政基盤強化策に関する事項

#### (1) 保険者を支援するための制度に関する事項（国保法第 72 条の 4 関係）

所得の少ない者の数に応じて国及び都道府県が市町村を財政的に支援するための制度について、平成 27 年度から恒久化することとしたこと。

#### (2) 医療に係る交付金事業に関する事項（国保法第 81 条の 2 関係）

医療に要する費用を市町村が共同で負担するための交付金事業について、財政運営の都道府県単位化を推進するために事業対象を全ての医療費に拡大するとともに、平成 27 年度から恒久化することとしたこと。

## 2 その他所要の規定を整備したこと。

## 三 施行期日等

この法律は、公布の日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用することとしたこと。ただし、二については、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとしたこと。

## 第 2 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和 34 年政令第 41 号。以下「算定政令」という。）の一部改正関係

### 一 上記第 1 に伴い、算定政令の一部を改正し、所要の規定の整備を行うとともに、必要な経過措置を定めたこと。

## 二 施行期日等

この政令は、公布の日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用することとしたこと。